

静岡県公安委員会規程第18号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係公安委員会規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和4年9月30日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係公安委員会規程の整理に関する規程  
(放置駐車の確認事務の委託の手続等に関する規程の一部改正)

第1条 放置駐車の確認事務の委託の手続等に関する規程(平成17年静岡県公安委員会規程第10号)の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第18号中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

(高齢者講習の実施に関する規程の一部改正)

第2条 高齢者講習の実施に関する規程(平成10年静岡県公安委員会規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(高齢者講習指導員の要件) 第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア (略) イ <u>法第117条の2の2第12号の罪</u> を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 ウ (略) (4)・(5) (略)	(高齢者講習指導員の要件) 第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア (略) イ <u>法第117条の2の2第1項第9号の罪</u> を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 ウ (略) (4)・(5) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(停止処分者講習の実施に関する規程の一部改正)

第3条 停止処分者講習の実施に関する規程(昭和47年静岡県公安委員会規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習指導員の要件) 第4条 講習における指導に従事する講習指導員の要件は、次に掲げるところによる。	(講習指導員の要件) 第4条 講習における指導に従事する講習指導員の要件は、次に掲げるところによる。

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>法第117条の2の2第12号</u>の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>法第117条の2の2第1項第9号</u>の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(違反者講習の実施に関する規程の一部改正)

**第4条** 違反者講習の実施に関する規程（平成10年静岡県公安委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(講習指導員の要件)</p> <p><b>第4条</b> 講習における指導に従事する講習指導員（次項に該当する者を除く。）の要件は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>法第117条の2の2第12号</u>の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(講習指導員の要件)</p> <p><b>第4条</b> 講習における指導に従事する講習指導員（次項に該当する者を除く。）の要件は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>法第117条の2の2第1項第9号</u>の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

- この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の放置駐車の確認事務の委託の手続等に関する規程

の様式により提出されている誓約書は、改正後の放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する規程の相当する様式により提出された誓約書とみなす。

- 3 この規程の施行の際現に第1条の規定による改正前の放置駐車の確認事務の委託の手續等に関する規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。